

亀岡市都市計画審議会常務委員会
議 案

(令和8年度第1回)

亀岡市都市計画審議会常務委員会
令和8年7月30日開催

議第 130 号

南丹都市計画生産緑地地区の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する
同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、南丹都市計画生産緑地地区を次のとおり
変更する。

南丹都市計画生産緑地地区の変更（亀岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

地区番号	位 置	面積(ha)	備 考
3 2	大井町小金岐2丁目	—	地区の全部廃止 (約0.15ha 廃止)
(既決定地区) 1 0 0 地区	1 0 0 地区	約23.14	上記変更に係る 地区を除く
合 計	1 0 0 地区	約23.14	

※面積の表示については小数点以下第2位まで（第3位を四捨五入）

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

本都市計画は、市街化区域内における農地等について、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら計画的な緑地保全及び環境機能の増進を図るため、本案のとおり変更するものである。

南丹都市計画生産緑地地区の変更（亀岡市決定）

都市計画生産緑地地区を次のとおり変更する。

地区番号	位置	面積 (ha)	備考
1	千代川町今津2丁目	約 0.06	
2	千代川町今津2丁目・3丁目	約 0.28	
4	千代川町明晴2丁目	約 0.04	
5	千代川町明晴2丁目	約 0.07	
6	千代川町高野林高ノ畑	約 0.09	
8	千代川町明晴2丁目	約 0.14	
10	千代川町明晴5丁目	約 0.16	
16	千代川町小林北ン田	約 0.14	
17	千代川町明晴6丁目	約 0.13	
18	千代川町明晴4丁目	約 0.07	
19	千代川町明晴5丁目	約 0.17	
20	大井町小金岐北浦	約 0.06	
21	千代川町小林西芝	約 0.10	
24	千代川町小林植田	約 0.23	
30	千代川町小林前田	約 0.11	
31	千代川町小林前田	約 0.25	
32	大井町小金岐2丁目	—	約 0.15ha 廃止
34	大井町小金岐3丁目	約 0.16	
35	大井町土田1丁目	約 0.07	
37	大井町土田1丁目	約 0.10	
38	大井町土田1丁目	約 0.13	
39	大井町土田1丁目	約 0.09	
40	大井町土田1丁目	約 0.05	
45	大井町並河新戸・余部町新堂	約 0.05	
50	余部町北町川筋	約 0.40	
51	余部町北町川筋	約 0.14	
52	余部町上条・天神又	約 0.83	
53	余部町天神又	約 0.07	
55	余部町中条・天神又	約 0.51	
56	余部町榎又	約 0.22	
58	余部町榎又	約 0.06	
60	南郷町	約 0.07	
61	荒塚町鍛冶ケ嶋	約 0.13	
63	荒塚町2丁目・鍛冶ケ嶋	約 0.20	
64	荒塚町1丁目	約 0.11	
67	下矢田町4丁目	約 0.14	
68	下矢田町3丁目	約 0.11	
69	古世町1丁目	約 0.05	

地 区 番 号	位 置	面 積 (ha)	備 考
70	古世町西向林	約 0.12	
71	西つつじヶ丘五月台2丁目	約 0.10	
72	上矢田町下垣内	約 0.23	
73	中矢田町馬場ノ溝	約 0.07	
74	上矢田町下垣内	約 0.06	
75	上矢田町東垣内	約 0.05	
77	北古世町2丁目	約 0.06	
80	三宅町2丁目	約 0.24	
81	篠町浄法寺松岡	約 0.26	
82	篠町浄法寺中村・土取・茱萸谷	約 0.19	
84	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.18	
85	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.48	
86	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.57	
87	篠町柏原石垣	約 0.35	
88	篠町柏原田中	約 0.33	
89	篠町柏原中又	約 0.15	
90	篠町柏原中又	約 0.13	
93	篠町広田2丁目	約 0.19	
95	篠町広田2丁目	約 0.06	
96	篠町篠見晴	約 0.18	
98	篠町馬堀池ノ下・南垣内	約 0.14	
99	篠町馬堀向端	約 0.29	
100	篠町馬堀池ノ下	約 0.12	
102	篠町篠下西裏・馬堀伊賀ノ辻	約 0.18	
103	篠町野条イカノ辻南	約 0.22	
104	篠町森山先	約 0.29	
105	篠町野条馬場前	約 0.07	
106	篠町森下タン条	約 0.21	
107	篠町森下垣内	約 0.28	
109	篠町篠上北裏	約 0.39	
110	篠町篠中北裏・上北裏・八幡裏	約 0.76	
112	篠町篠上中筋	約 0.24	
113	篠町篠上西裏	約 0.05	
114	篠町篠上西裏	約 0.75	
115	篠町篠中西裏	約 0.06	
117	篠町篠中西裏	約 0.18	
118	篠町野条井ホラ	約 0.19	
120	篠町篠上西裏	約 0.11	
122	篠町篠新畑田	約 0.85	
123	篠町王子下上牧	約 0.11	

地 区 番 号	位 置	面 積 (ha)	備 考
124	篠町王子下上牧	約 0.31	
131	篠町篠下西山	約 0.13	
133	篠町夕日ヶ丘三丁目・篠町篠牧田	約 0.28	
134	篠町篠牧田	約 0.19	
135	篠町夕日ヶ丘三丁目	約 0.20	
138	篠町篠芦原・松ヶ池・上長尾	約 1.10	
141	篠町王子門田	約 0.05	
142	篠町夕日ヶ丘4丁目	約 1.45	
143	篠町夕日ヶ丘4丁目	約 0.33	
144	曾我部町南条南浦竹	約 0.11	
146	曾我部町南条中向田	約 0.08	
149	曾我部町寺万多羅	約 0.74	
151	曾我部町寺門ノ裏	約 0.08	
154	曾我部町寺長縄手	約 0.27	
155	曾我部町寺城ヶ裏	約 0.12	
157	曾我部町寺貝ノ庄・北条	約 0.85	
158	大井町並河新戸	約 0.03	
159	大井町並河新戸・余部町新堂	約 0.22	
160	篠町馬堀池ノ下	約 0.10	
161	大井町並河2丁目	約 0.06	
164	大井町並河2丁目	約 0.16	
168	篠町浄法寺茱萸谷・土取	約 0.62	
169	篠町浄法寺茱萸谷・墓ノ谷	約 0.38	
	合計 100地区	約 23.14	約 0.15ha 廃止

変 更 理 由 説 明 書

現在、本市においては、市街化の動向を勘案し、都市的土地利用との調整を図りながら市街化区域内における環境機能の優れた農地等を計画的に保全し、良好な市街地環境の保全を図るため、都市計画法及び生産緑地法に基づき、101地区、約23.29haを生産緑地地区として都市計画決定している。

今回、主たる従事者の死亡に基づく生産緑地法第10条の規定による買取りの申出によって行為制限が解除された生産緑地地区が生じることにより、都市計画を変更する必要性が生じている。

なお、今回の変更により、生産緑地地区数は100地区となり、生産緑地地区面積は約0.15ha減少し、約23.14haとなる。

新 旧 対 照 表

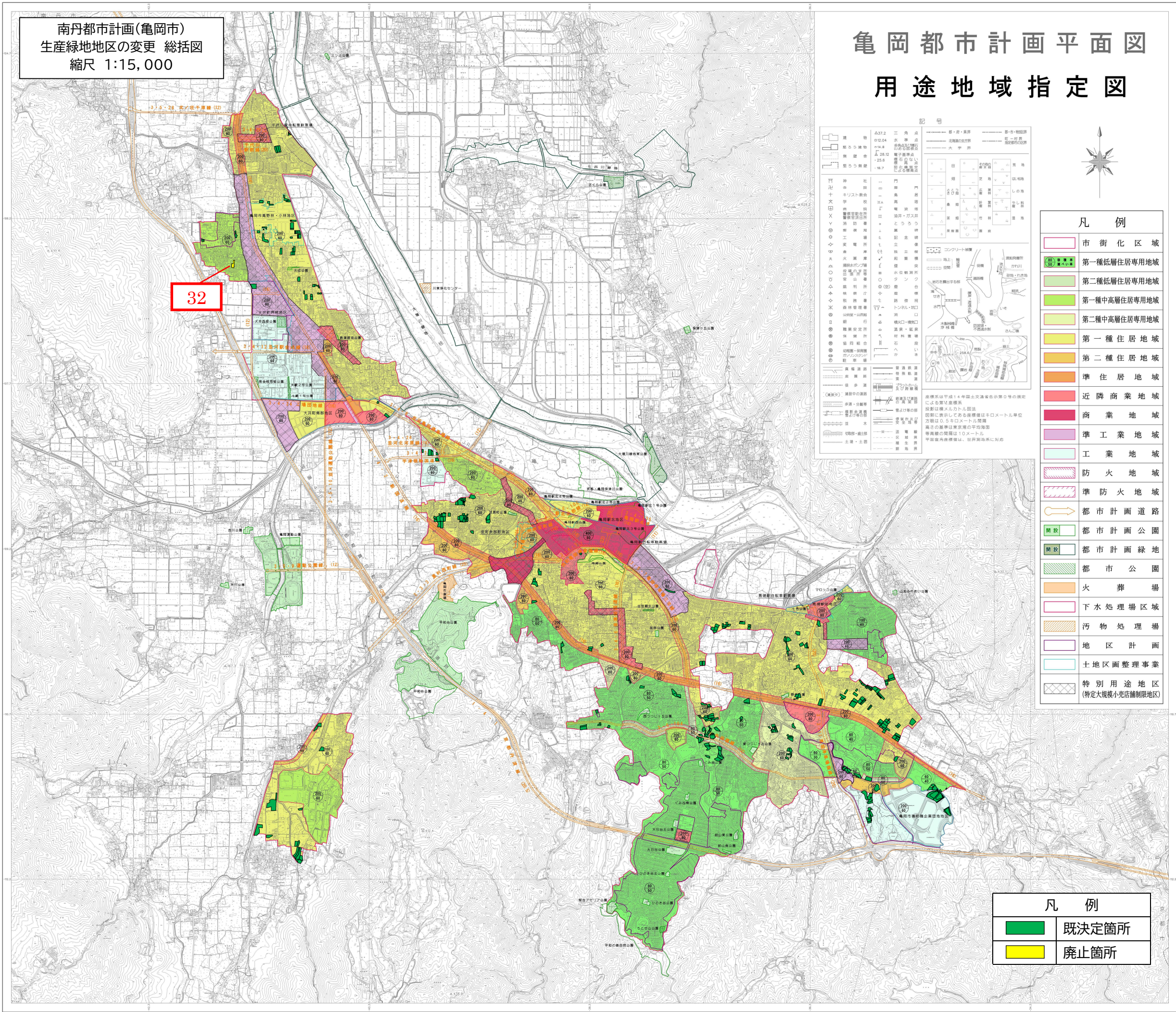
	新	旧	備 考
面積 (ha)	約 23.14	約 23.29	地区の全部廃止 (約 0.15ha 廃止)
地 区 数	100	101	1 地区廃止

※面積の表示については小数点以下第 2 位まで (第 3 位を四捨五入)

計 画 付 図

南丹都市計画(亀岡市)
生産緑地地区の変更 総括図
縮尺 1:15,000

亀岡都市計画平面図
用途地域指定図



記号

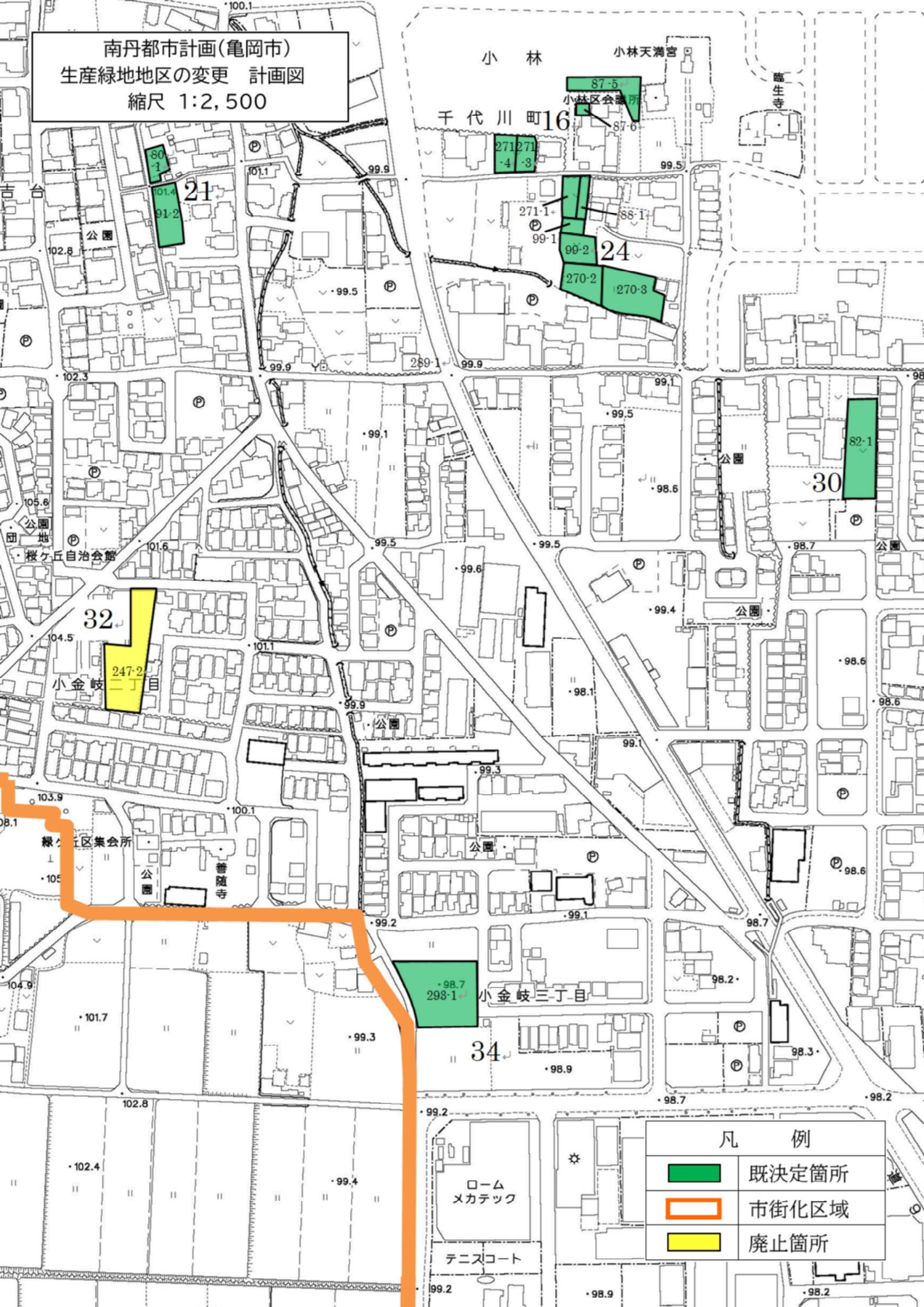
道路	△57.2	三角点	市・区界
河川	▽12.04	水準点	市・区界
境界	△25.6	境界点	市・区界
境界	△25.6	境界点	市・区界
境界	△25.6	境界点	市・区界

凡例

市街化区域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	防火地域	準防火地域	都市計画道路	都市計画公園	都市計画緑地	都市公園	火葬場	下水処理場区域	汚物処理場	地区計画	土地区画整理事業	特別用途地区 (特定大規模小売店舗制限地区)
-------	-------------	-------------	--------------	--------------	---------	---------	-------	--------	------	-------	------	------	-------	--------	--------	--------	------	-----	---------	-------	------	----------	---------------------------

凡 例	
	既決定箇所
	廃止箇所

南丹都市計画(亀岡市)
生産緑地地区の変更 計画図
縮尺 1:2,500



凡 例

- 既定箇所
- 市街化区域
- 廃止箇所